

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、  
令和2年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から新発田地域老人福  
祉保健事務組合を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を  
組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組  
合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和 元 年 1 2 月 1 0 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成16年総行市第30号許可）の一部を次の  
ように変更する。

別表第1及び別表第2中「下越障害福祉事務組合」を「下越福祉行政組  
合」に改め、「新発田地域老人福祉保健事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。